

[概要版]

美濃市人権施策推進指針

(第3次)

平成29年3月

美濃市



指針策定の趣旨

本市では、2007年（平成19年）3月に「美濃市人権施策推進指針」を策定、2012年（平成24年）3月に「美濃市人権施策推進指針(第2次)」を策定(改定)し、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向けて、関連計画と連携を図りながら人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

その後の人権に関する現状をみると、人権問題は多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、ネット上の匿名性を悪用した人権侵害、人権を無視した雇用問題や、無意識の人権侵害などいわゆる人権尊重※の理念が欠如している実態があります。

こうした経過を踏まえて、本市では人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え方、各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくために、新たな「美濃市人権施策推進指針（第3次）」を策定（改定）するものです。



基本理念

自らの権利を主張するだけでは、他人の人権を侵害する場合もあり、一人ひとりがお互いの違いを認めあい、自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重する環境を育んでいかなければなりません。

互いの権利を認めあう環境をつくることで、誰もがその人らしく生きることができるようになります。市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、自らの権利のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重しあう人権尊重の意識が根づいた地域社会の構築をめざし、以下の基本理念を設定します。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現



指針の性格および推進期間

本指針は、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を本市の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

美濃市における人権施策は、「美濃市第5次総合計画」のもとに、個別分野ごとの計画において具体的な取り組みが推進されています。本指針の役割は個別計画において取り組まれている施策を横断的につなげ、人権施策の取り組みを全庁的に推進していくことにあります。

本指針の推進期間は、平成29年度を初年度として、平成33年度までの5年間とします。また、推進期間内においても、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。



分野別施策の方向

女性の人権

- ①男女がともに働きやすい環境の整備
- ②男女共同参画社会への意識づくり
- ③ともに生きる社会環境の整備

子どもの人権

- ①子どもの人権を尊重する意識啓発
- ②児童虐待防止への取り組み
- ③いじめや不登校などへの対応
- ④家庭や地域社会での青少年健全育成
- ⑤家庭教育の充実

高齢者の人権

- ①自立・生きがいづくりへの支援
- ②高齢者への虐待などへの対応
- ③権利擁護体制の充実
- ④福祉・介護サービスの充実

障がい者の人権

- ①理解と交流の促進
- ②雇用・就労の支援
- ③社会参加の促進
- ④福祉サービスの充実

同和問題

- ①人権教育の推進
- ②啓発の推進
- ③「えせ同和行為」の排除
- ④人権侵害事案への対応

アイヌの人々の人権

- ①啓発の推進

外国人の人権

- ①外国籍市民が暮らしやすい環境づくりの推進

HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

- ①啓発の推進
- ②関連機関との連携

刑を終えて出所した人の人権

- ①啓発の推進

犯罪被害者等の人権

- ①啓発の推進
- ②関連機関との連携

インターネットによる人権侵害

- ①啓発の推進
- ②関係機関との連携

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

- ①啓発の推進

ホームレスの人権

- ①啓発の推進
- ②相談の実施

性的指向における少数者の人権

- ①啓発の推進

性同一性障がい者の人権

- ①啓発の推進

人身取引の被害者的人権

- ①啓発の推進

地震等震災に起因する人権問題

- ①啓発の推進





人権教育・啓発の推進

人権教育の推進

学校教育や社会教育を通じて、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を養っていくとともに、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていきます。

施策の方向

- ①学校教育における人権教育の推進
- ②社会教育における人権教育の推進

人権啓発の推進

市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念を日常生活の中で、自覚でき定着するように、人権感覚を育める人権啓発を効果的に行っていきます。

施策の方向

- ①市民への啓発
- ②企業等への啓発

人権に関わりの深い分野の業務に従事する者に対する教育・啓発

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など）が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくよう人権教育・啓発の充実・強化を図ります。

施策の方向

- ①各種研修の実施
- ②個人情報保護に関する啓発

社会の変化に対応した啓発の推進

今日の地域社会では、近隣との人間関係が希薄になり、地域コミュニティの形成が困難となっています。子ども、高齢者、障がいのある人や外国人など、さまざまな支援が必要な人びとがともに生活しており、人権が尊重された社会を実現するためにも、本指針を広く周知し、人権教育や啓発の推進に関する市民意識の高揚を図るとともに、市民の積極的な実践活動を促進していきます。

特に、平成 28 年度に実施した人権に関する市民意識調査において、関心の高かった「外国人の人権」、「情報化（インターネット等）による人権侵害」、「高齢者の人権」に対する啓発や、今後 5 年間で社会の変化が大きいと推測される「国際化」、「情報化」、「高齢化」に対応した啓発を促進していきます。

